

渡島西部広域事務組合だより

【松前町・福島町・知内町・木古内町】

海 峡

**地域住民の安全を守るため、
日々訓練に励んでいます！！**

～ 海峡35号の主な内容 ～

- | | |
|---------------------|-----|
| ・ 定例議会ほか | P 2 |
| ・ 平成26年度予算の概要 | P 4 |
| ・ 消防署・衛生センターからのお知らせ | P 5 |
| ・ 職員等異動ほか | P 7 |
| ・ 新採用職員の紹介 | P 8 |

定 例 議 会

第1回定例議会は、2月28日に開催され、行政報告と、報告2件及び議案7件が原案どおり可決されました。



行政報告

☆衛生関係について

各衛生施設の稼働状況は順調に推移しており、今後とも管理運営に万全を期します。

☆し尿処理施設の整備

汚泥再生処理センター建設工事は、順調に推移し、ほぼ完成しており、12月から水張り試験や水運転による調整を行った後に、処理量を調整しながら実負荷試験運転をし、1月27日から全量負荷による試験運転を行い、これらのデータ検証と併せて施設全体の運転状況を確認し、引き渡しを予定しております。また、新年度から施設に勤務する職員を1月28日から構成町より募集したところ7名の応募があり、2月14日に選考の結果、2名の採用を決定した通知を受けました。

☆消防関係

平成26年度の消防職員採用について、救急救命士取得者1名、救急救命士取得見込み者4名、一般消防職員3名、計8名ですが、一般消防職員3名については、1月に配属部署を通知し、救急救命士取得見込み者4名については、3月31日に合格発表予定です。

火災の発生状況は、12月14日、26日に木古内町で納屋と物置が全焼する火災があり、さらに、12月28日に福島町福島地区で建物火災の小火があり、また、1月4日に松前町白坂地区で魚箱が焼損し、2月12日松前町荒谷地区で屋外に設置したコンプレッサーを全焼しておりますが、幸い5件ともけが人等はありませんでした。今後とも更なる火災予防啓発に万全を期します。

また、12月17日に松前町原口地区で漁船が漂流しているのが発見され、乗組員が海中転落し、亡くなる事故が発生しております。

次に、積雪による人的被害状況について、12月26日に知内町で1名、1月4日と15日に福島町でそれぞれ1名、2月18日と23日に松前町で自宅周辺の除雪や解氷作業中に転倒するなど雪下ろし等で重傷を負う事故がありました。

☆各種事業の進捗状況

消防救急デジタル無線整備実施設計の成果品が、12月20日に提出され完成しております。

次に、消防ポンプ自動車については、福島消防署に2月25日に納入され、松前消防署は3月中旬の納入に向けて順調に作業が進んでおります。

☆平成26年度の主な建設事業

衛生関係では単独事業でのごみ再生処理施設オーバーホール、消防関係では消防救急デジタル無線整備工事関係、福島消防署の消防ポンプ自動車購入、知内消防署の防火水槽新設工事や高規格救急自動車購入などを予定しています。

審議された議案内容

☆専決処分した事件の報告について

・交通事故に係る和解について（報告第1号）

平成26年1月3日午後0時8分頃、町立松前病院駐車場で公用車（松前消防署救急車両）の交通事故が発生しましたが、事故の状況から、救急玄関入口付近に停車していた救急車の右側を通行する際にハンドル操作を誤り、接触した相手方の過失割合を100%として、破損した公用車を原形に復することとして、和解が平成26年1月6日に成立しました。

・交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定について（報告第2号）

平成26年1月10日午前9時3分頃、海上自衛隊松前警備所前駐車場付近道路上で、公用車（松前消防署作業車両）の交通事故が発生しましたが、事故の状況から、公用車が後方をよく確認せず左折して出ようとしたところに、相手側の車両が自衛隊側から国道側に向かって走行しており、公用車の右フロ

ント部分が相手車両の左側フロントドアとリヤドアの真中付近に側面衝突し、接触した相手方の過失割合を10%、当事者の過失割合を90%として、双方の車両をそれぞれの損害を賠償することで和解が平成26年1月29日に成立しました。

☆北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について（議案第1号）

別表から「上川中部消防組合」を削除し、新たに「伊達・壮瞥学校給食組合」を追加しました。

☆渡島西部広域事務組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について（議案第2号）

地域が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むこととした地域主権改革の趣旨に基づき、平成25年6月14日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成25年法律第44号）が成立し、これに伴い消防組織法第15条が改正され、消防長及び消防署長の資格の基準等について政令で定める基準を参酌して条例を制定しました。

☆衛生処理条例の一部改正について（議案第3号）

消費税及び地方税法の一部改正により消費税の税率が引き上げられることに伴い、当組合のし尿及びごみ処理徴収手数料条例を一部改正しました。

☆消防手数料条例の一部改正について（議案第4号）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、当組合の消防手数料条例を一部改正しました。

☆火災予防条例の一部改正について（議案第5号）

消防法施行令及び建築基準法施行令の改正に伴い、当組合の火災予防条例を一部改正しました。

☆平成25年度一般会計補正予算（議案第6号）

歳入歳出の予算から3億9,411万円を追加し、総額を36億5,674万5,000円としました。

主な補正内容は、松前、知内、木古内消防署の3署の消防救急デジタル無線の整備に対する国からの補助金による繰越明許費の制定、汚泥再生処理センター建設に係る北海道からの地域づくり総合交付金の追加に伴う継続費及び地方債の変更や、各種事業費の入札減をはじめ年度末の決算に向けた経費に係る執行残を調整し、それに伴う構成町の負担金などを調整、整理しました。

☆平成26年度一般会計予算（議案第7号）

歳入歳出予算の総額を16億8,131万4,000円と決めました。

予算の概要は、4ページに掲載しておりますのでご参照下さい。

平成26年

第1回臨時議会

第1回臨時議会は、3月26日に開催され、議案4件が原案どおり可決されました。

審議された議案内容

☆北海道市町村総合事務組合理約の変更について（議案第1号）

別表から「赤平市」「上川中部消防組合」「伊達・壮瞥学校給食組合」を削除し、新たに「道央廃棄物処理組合」「鷹栖町」「上川町」を追加しました。

☆北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について（議案第2号）

別表から「上川中部消防組合」「伊達・壮瞥学校給食組合」を削除し、新たに「道央廃棄物処理組合」を追加しました。

☆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（議案第3号）

各構成町職員の給与独自削減に準じて、当組合の職員の給与について同様に削減するため、本条例を一部改正しました。

☆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について（議案第4号）

平成25年度の人事院勧告に基づき、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正し、平成18年の給与構造改革時に昇給抑制されている45歳に満たない職員について、これまで抑制してきた昇給を平成26年4月1日に最大1号俸回復するため、本条例を一部改正しました。

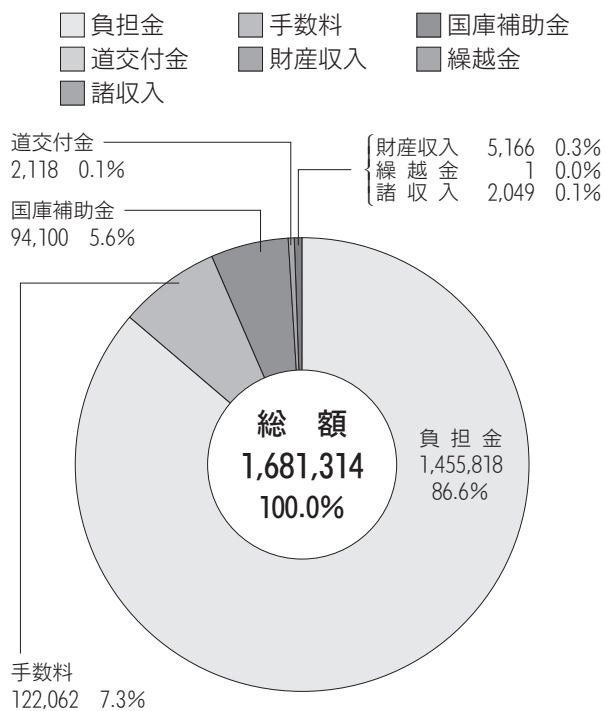


平成26年度当初予算

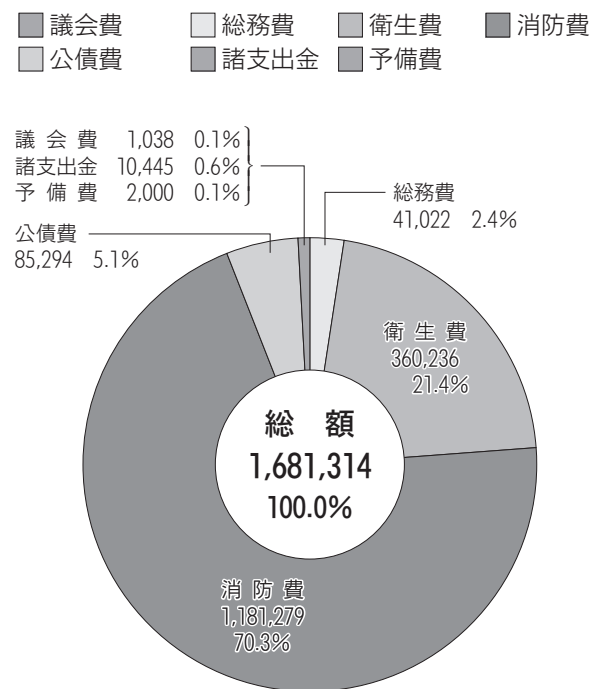
16億8,131万4千円で運営

(単位：千円)

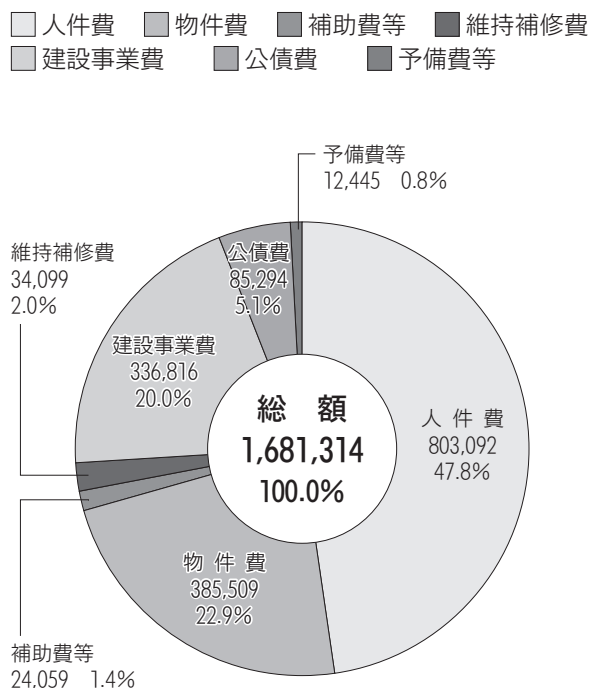
〔 収 入 〕



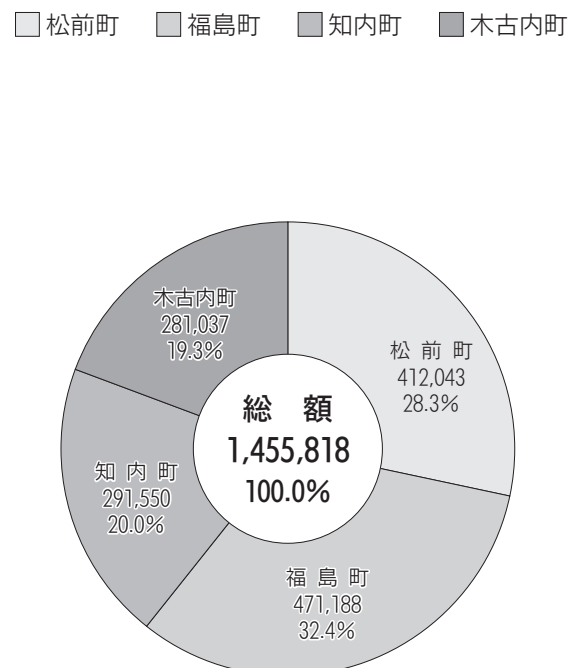
〔 支 出 〕



〔 性質別予算 〕



〔 構成町負担額 〕



消防署からのお知らせ

野火発生について

4月に入り松前町、福島町、木古内町それぞれ1件の野火が発生しています。

この時期は、空気が乾燥し、火災が発生しやすい状況でありますので、山菜取りで入山する際などには、火気の取り扱いには十分注意しましょう。

また、ゴミ焼きなどの火入れを絶対にしないで下さい。



衛生センターからの お知らせ



平成23年度から平成25年度までの3ヵ年事業で、し尿汚泥等を高度処理する技術を屈指した「汚泥再生処理センター」が完成し、平成26年4月より供用開始となりました。

この施設は、資源を有効利用するために余剰汚泥を発酵肥料化し、堆肥として15kgに袋詰めしたものを構成町の住民へ還元することで、自然環境に配慮した循環型社会の形成に大きく貢献できる施設です。

資源ごみは必ず分別して下さい！！

- 無色の「その他プラスチックの袋」に、汚れの付いた味噌容器、マヨネーズ、ケチャップ、カップ麺、コンビニ弁当等が混入されております。又、紙類、ゴム、バッグ類、衣料品等の燃やせるごみが混入されております。これらの汚れた物を、一緒の袋に入れると袋全体が汚れ、リサイクル出来なくなりますので、汚れを落とし、分別して袋を確認してから出して下さい。
- 緑色の「空カンの袋」に、汚れた空カン、ビン、ペットボトル等などが混入されております。又、粉ミルク缶やお菓子缶などの大きい缶類は、黄色の「燃えないごみ」の袋に入れ不燃物として出して下さい。
- オレンジ色の「ビン、ペットボトルの袋」の中には、汚れたビン、ペットボトル、サラダ油容器等や、容器の中に中身の入った物が混入されております。

資源ごみの注意点

- ビン、ペットボトルは、水できれいにすすぎ、キャップをはずして出して下さい。又、ペットボトルは、切らずにそのまま出して下さい。
- 空カンは、水できれいにすすいで出して下さい。
- コンビニ弁当などの容器類は、汚れ、臭いが発生しないように、キレイに洗って出して下さい。
- 食品の容器、洗剤容器類は、中身を完全に使い切ってから、水でキレイに洗って出して下さい。
- ダンボール、古紙、雑誌などは、ひもで束ねるなどして出して下さい。
- 飲料用の紙パックで内側にアルミが貼ってある物は、燃えるごみとして出して下さい。
- 紙パックは洗った後、乾かしてから出して下さい。



危険ごみの注意点

- 四町（松前町・福島町・知内町・木古内町）の燃えないごみを処理している衛生センターでカセットボンベなどが原因と思われる爆発事故がありました。

これらの危険ごみは、収集の際にもパッカー車などが火災を起こすことがあり大変危険です。中身の残ったカセットボンベ、スプレー缶、ライター類は収集できません。

- ★ごみとして出す場合は次の項目すべてを守ってください。

- ①中身を完全に使い切る。
- ②市販のガス抜き専用器具などで必ず二か所以上穴を開ける。
- ③燃えないごみの袋（黄色）に入れて出す。

- ★穴を開ける時は次の点に注意してください。

- ・釘を刺したりハンマーで叩いたりしない（爆発する恐れがあります）
- ・必ず中身を使い切ったあとに穴を開ける（風通しの良い戸外です）

- 塗料、オイル缶の中身が入ったままの缶が搬入されております。

必ず空にし、洗浄してから出して下さい。

- ※現在も中身の入ったカセットボンベ類が混入されています。爆発・火災のもとになりますので、絶対に混入しないでください。

- 「燃えないごみ」の袋に燃えるごみ、バッグ類、衣類、ゴム類、カセット、ビデオテープ、紙類等が混入され出されております。

- 不燃ごみの中に資源となるごみが約50%ほど混入されています。分別を正しくして下さい。



洗っても汚れが落ちない物、又、臭いがするごみは

- ★燃やせるものであれば＝燃やせるごみとして出して下さい。

- ★燃えないものであれば＝燃えないごみとして出して下さい。

衛生センターへの持ち込みごみについて

- ★個人の持ち込みごみは受け入れ出来ません。

- ★引越し、災害等で多量のごみが出た場合は、あらかじめ役場の担当課に連絡をして下さい。

受入曜日・時間は、祝日を除く月曜日～金曜日の9時から16時迄です。

- ※ごみの不法投棄はやめましょう。

- 個人が違反すると五年以下の懲役又は、一千万円以下の罰金（両罰規定により法人は一億円まで加重）又は、この併科とされています。

組合幹事の異動

平成26年4月1日付

幹事



・若 佐 智 弘
(松前町副町長)

・藤 村 規 行
管理課指導係主任

・可 香 靖

・警防課主幹

・渡 邊 努

・警防課警防係長

・小 林 泰 典

・警防課警防係主任

・松 本 晃 一

・警防課警防係

・木 田 悟

・警防課救急通信係主任

・渡 辺 純 一

・警防課救急通信係

・福 井 龍 之

・江良出張所長

・坂 本 光 春

・江良出張所係長

・池 田 翔 平

・江良出張所係

・高 堰 智 大

・江良出張所係

・川和田 章 史

・江良出張所係

・疋 田 光 輝

・管理課管理係

・竹 利 春

・管理課指導係主査

新採用職員

平成26年4月1日付

松前消防署

・田 原 壮 汰

・警防課警防係

・加 藤 恭 徳

・警防課警防係

福島消防署

・川 崎 久 徳

・警防課警防係

知内消防署

・相 馬 大 佑

・警防課救急通信係

木古内消防署

・太 田 竜 人

・管理課管理係

三上大地

・三 上 大 地

・管理課管理係

西山大地

・西 山 大 地

・管理課指導係

宮下知哉

・宮 下 知 哉

・警防課警防係

吉村彰馬

・吉 村 彰 馬

職員の異動

(派遣・退職)

平成26年3月31日付

福島町へ派遣

・木 村 勝 治

・衛生センター長
(衛生センター長)

衛生センター退職

・星 井 克 彦 (主幹)

・西 山 勝 信 (主幹)

松前消防署退職

・可 香 宏

・小 杉 昇
(江良出張所長)

福島消防団異動

平成26年4月1日付

団本部

・副団長 中 村 浩

福島消防団

・福島分団長 木 村 優 戈

・吉岡分団長 木 村 勝 彦

・吉岡分団長 西 田 義 明

・吉野分団長 澤 田 博 司

・吉野分団長 澤 田 孝 志

職員の異動

(昇任・昇格)

衛生センター

平成26年4月1日付



・田 中 一 郎
衛生センター長
(木古内町より派遣)

松前消防署

・成 田 誠

・管理課主幹

・川 村 祐 司

・管理課管理係

・新井田 裕 真

・管理課管理係

・疋 田 光 輝

・管理課指導係長

・竹 利 春

・管理課指導係主査

福島消防署

・鈴 木 宏 英

・管理課管理係長

新採用職員紹介



■松前消防署

た はら そう だい
田 原 壮 汰

消防職員としての自覚を持ち、地元松前町の安全を守っていきます。



■知内消防署

か が たつる
加 賀 建

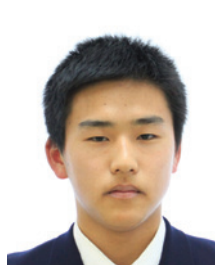
長年育ってきた知内町に、消防職務以外の行事等でも貢献出来るよう、頑張りたいと思います。



■松前消防署

か とう やす のり
加 藤 恭 徳

救急救命士の資格を活かして、松前町民のために精進していきます。



■木古内消防署

せ と ゆう と
瀬 戸 有 人

地域住民のために、消防業務を精一杯頑張っていきます。



■福島消防署

かわ さき ひさ のり
川 崎 久 徳

私は恵庭出身で、地域の事、仕事の面など、まだまだ分からない事だらけですが、地域の方々とも交流し、貢献して行きたいと思います。



■木古内消防署

ほん ま はじめ
本 間 創

自分の持っている力を十分に発揮し、木古内町に貢献できるように、日々の訓練を積み重ね、努力していきます。



■知内消防署

しら かわ りょう すけ
白 川 棕 脩

私は函館出身で、まだまだ知内町のことが分からない事がありますが、渡島西部の名に恥じないように全力で頑張っていきます。

第 35 号

平成26年5月発行

発行人 渡島西部広域事務組合
(松前町・福島町・知内町・木古内町)

〒049-1331
北海道松前郡福島町字三岳45-1
TEL 0139-47-3511 FAX 0139-47-2496

印刷 (株)長門出版社印刷部